

平成20年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成20年 6月10日 午前10:00

○散 会 午後 1:56

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小林洋	総 務 部 長	伊藤賢志
会 計 管 理 者	門間鋼悦	産 業 建 設 部 長	宮田隆悦
水 道 局 長	澤井昭	教 育 次 長	山平東
市民生活部長	鈴木鋼生	福 祉 保 健 部 長	鈴木公悦
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	櫻庭新悦	総 務 課 長	児玉俊幸
市長公室長	鈴木司	財 政 課 長	幸村公明
税 務 課 長	伊藤正	産 業 課 長	根 一
建 設 課 長	山口義光	総 務 学 事 課 長	鎌田雅樹
生活環境課長	鈴木利美	市 民 課 長	藤原貞雄
社会福祉課長	山平重男	高 齡 福 祉 課 長	伊藤律子
健康推進課長	小林健一	収 納 課 長	菅原龍太郎
追分出張所長	鈴木久雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田仲茂隆

下水道課長	三浦永寿	都市整備課長	佐々木博信
スポーツ振興課長	菅原徳志	幼児教育課長	伊藤清孝
生涯学習課長	瀬下三男	昭和総合窓口センター長	川上秀佐男
天王総合窓口センター長	三浦喜博		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成20年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成20年6月10日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 1号 平成19年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認について（平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認について（平成20年度潟上市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分の承認について（平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第2号））
- 日程第10 議案第47号 潟上市ふるさと応援基金条例（案）について
- 日程第11 議案第48号 潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例（案）について
- 日程第12 議案第49号 潟上市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第50号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第51号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第15 議案第52号 潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 6 議案第 5 3 号 備品購入契約の締結について（パソコン購入及びアプリケーションライセンス購入）
- 日程第 1 7 議案第 5 4 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第 1 8 議案第 5 5 号 平成 2 0 年度潟上市一般会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 6 1 号 平成 2 0 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 6 2 号 平成 2 0 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 7 同意第 2 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 8 同意第 3 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 9 同意第 4 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 0 同意第 5 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 1 農業委員の推薦の件について
- 日程第 3 2 陳情第 6 号 名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」採決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について（陳情）

- 日程第 3 3 陳情第 7 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書
- 日程第 3 4 陳情第 8 号 青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求める意見書の提出について
- 日程第 3 5 陳情第 9 号 政府・厚生労働省への後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回潟上市議会定例会を開会致します。

○議長（藤原幸作） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、説明員の小林教育長は、体調不良のため席を外しておりますことをお知らせします。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において14番伊藤博議員および15番伊藤栄悦議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、去る5月27日、議会運営委員会において審査の結果、本日10日から6月20日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から20日までの11日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。15番伊藤議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、5月27日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総

務部長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第1号の繰越明許費繰越計算書および承認第2号から第5号までの専決処分の承認については本会議において、議案第47号、議案第48号は総務委員会へ付託、議案第49号、議案第50号は社会厚生委員会へ付託、議案第51号は文教委員会へ付託、議案第52号は産業建設委員会へ付託、議案第53号、議案第54号は本会議において、議案第55号から議案第63号の各会計補正予算（案）については所管の委員会へ付託、同意第2号から第5号については本会議において、という区分で行うことと致します。

なお、7月に実施予定であります視察研修については、議員派遣の手続きが必要なことから日程として取り扱う予定であります。

なお、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしてありますので、ご確認ください。

請願・陳情については、お手元に配付の請願・陳情一覧表のとおり各所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については4名の通告者がありました。抽選の結果、6月12日木曜日の1番めに17番中川光博議員、2番めに14番伊藤 博議員、3番めに7番佐藤恵佐雄議員、4番めに11番藤原典男議員となりましたので、宜しくお願い致します。

総括質疑の実施について申し上げます。

実施は6月16日月曜日としております。既に通知しておりますが、通告書の提出期限は6月12日木曜日の正午ですので、宜しくお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、市長行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成20年第2回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙の

ところご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第1回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、豊川の河川改修について申し上げます。

既に5月1日発行の市広報によりご承知のことと存じますが、このたび昭和豊川地区の二級河川「豊川」が県の広域基幹河川改修事業として新規に採択されました。船橋地区を中心に地元の皆様にとっては、長年の懸案事項の解消につながる事業として期待も大きく、市と致しましても市議会をはじめ関係者各位のご理解とご協力を得ながら改修の進捗に努めてまいります。

なお、今年度は、現況の地形等を把握するための測量調査が実施され、河川改修計画の概要がまとまる秋頃に事業説明会を開催する予定となっております。

次に、市税の収納対策について申し上げます。

平成18年度より個人住民税につきましては、県と共同催告・合同徴収を行ってまいりました。更に今年度は、個人住民税の収入確保と市職員の技術向上を目的に県職員の派遣を依頼し、7月から12月までの6か月間、月に5日の内容で派遣される予定となっておりますことをご報告致します。

なお、平成19年度市税の収納率の決算見込みについて報告致します。

一般会計において現年度の収納率は97.4%で前年度に比較して0.29%の伸び、滞納繰越分は19.11%で前年度に比較して2.54%の伸びでありました。

前年度収納金額に比較しますと、住民税の税源移譲の影響等があり、3億9,077万円の増収でありました。

国保会計においては、現年度の収納率は89.55%で前年度に比較して2.53%の伸び、滞納繰越分は15.62%で前年度に比較して0.40%の伸びでありました。前年度収納金に比較しますと5,164万円の増収でありました。

次に、天洋跡地の利活用について申し上げます。

昨年、11月29日付で天洋跡地利用検討委員会から検討結果の報告書が提出されておりましたが、これらの内容について5月27日開催の議会全員協議会等での協議結果等を踏まえて、集会所の建設と駐車場・緑地および宅地分譲等の土地利用計画が整い次第実施してまいりたいと考えています。

また、昭和地区の長年の懸案課題となっております大久保踏切の問題についても、将

来的に課題解決のための道筋をつけるべく関係機関等と協議検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税制度について申し上げます。

出身地や応援したい地方自治体への寄附額に応じて住民税を控除するふるさと納税制度が4月30日の改正地方税法成立を受けてスタート致しました。

本市としましては、寄附を募集して実施する事業を全国の方々がイメージできるような具体的な事業として、八郎湖の水質保全対策の推進や緑豊かな松林の再生等の「緑と水の環境保全事業」、「子ども育成支援事業」、石川理紀之助翁資料館の整備等の「郷土文化財保存事業」および「その他まちづくりに資する事業」の4事業に絞り込み、広報ならびにホームページ等で募集していくこととしております。

また、お寄せいただいた寄附金は、本定例会に提出しております条例（案）「潟上市ふるさと応援基金」に積み立て、適正に管理致します。

次に、秋田・岩手地域連携軸推進協議会における災害協定締結について申し上げます。

本協議会は、秋田県および岩手県の国道13号、46号および106号の周辺市町村が地域の活性化を図ることを目的に設置しているもので、日本海側から太平洋側に至る潟上・秋田・大仙・仙北の4市と岩手県側の雫石町・盛岡市・川井村・宮古市の構成8市町村において、去る5月23日、災害時の相互援助協定を締結致しました。

この協定は、構成市町村の区域内において大規模災害が発生し、被災自治体のみでは十分な応急措置ができない場合において、その応急措置及び復旧に必要な自治体間の相互援助協力を行うものであります。

次に、防災訓練について申し上げます。

例年、5月26日の県民防災の日に合わせて実施しております防災訓練を今年度は昭和久保地区で実施致しました。

訓練は、秋田県内陸部を震源とするマグニチュード7.2の地震が発生し、潟上市では震度6弱を記録、大久保小学校付近で大規模な火災が発生したとの想定で行いました。昭和中央保育園と大久保小学校の火災防御訓練、林野火災消火訓練に続き、被害の拡大の恐れがあるため現地対策本部を設置、地域住民のバケツリレーによる初期消火訓練および消火器を使用した初期消火訓練、消防団の一斉放水による飛び火防御訓練なども行われました。

これからもこのような各種訓練を行うことにより、火災など災害発生時に迅速かつ円滑な災害応急活動が実施できるよう、防災関係機関相互協力体制の確立と市民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと存じます。

訓練に参加、ご協力いただいた下町・古川・川向町内の方々ほか関係各位に心から感謝申し上げます。

次に、後期高齢者医療制度について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、ご承知のとおりこれまでの老人保健医療制度が3月末に廃止され、4月1日から施行されたものであります。この制度は75歳以上を対象に独立した医療保険制度として、県内25市町村が加入する秋田県後期高齢者医療広域連合が運営しているもので、4月1日現在の本市被保険者数は4,082人であります。

市民に対する周知として、国、広域連合では新聞折り込みや各種メディア等を通じて行っており、本市でも昨年7月から今年の4月にかけて、広報「かたがみ」に5回掲載、パンフレットの全戸配布のほか、対象者個人への直接郵送にてお知らせしております。

しかしながら、複雑な制度内容でもあり、高齢者にとって理解は容易ではなく、制度施行前後は電話の問い合わせが多数寄せられました。また、各種団体等からの説明依頼があり、これまで市内8団体に対し職員が説明に伺っております。

現在は問い合わせが落ち着きつつありますが、今後、国の動向に迅速に対応しながら制度の周知徹底を図ってまいります。

次に、特定健診、特定保健指導について申し上げます。

法律の改正により、従来の基本健康診査にかわり4月1日より40歳以上74歳までの方を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健診が始まりました。実施主体はこれまでの市町村にかわり医療保険者となります。したがって、対象者にはそれぞれが加入している医療保険者から受診券が送付され、受診券に基づいて指定された場所で健診を受けることになっております。

市としましては、国保加入者および生活保護受給者の方を対象に早朝検診とは別に医療機関方式で行う予定であります。また、健診結果でメタボリックシンドロームと判定された方に対し、予防や改善に向けて保健師、栄養士などによる保健指導を行う予定であります。

また、75歳以上の方につきましては、後期高齢者健診として同様の健診を行う予定であり、受診券も市から送付することとしております。

なお、今後、健診の受診状況を見ながら、国保の方を含めた社会保険被扶養者の健診未受診者を対象に集団検診の機会も検討してまいりたいと考えております。

次に、平成20年度の早朝検診について申し上げます。

特定健診を除いた結核検診、各種がん検診、肝炎ウイルス検診が5月27日から飯田川地区を皮切りに7月8日まで行われております。法律の改正により検診体制が変わり、市民の皆様には戸惑いがあるかと思いますが、今後も内容の周知を徹底してまいりたいと考えております。

次に、地域密着型サービスの創設について申し上げます。

平成19年6月定例会においてご報告申し上げました小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業者の指定に当たり、地域密着型サービス運営委員会で審査、協議し、その結果を踏まえ、平成20年4月17日に「社会福祉法人正和会」を指定事業者と致しております。

また、これを受けて平成20年4月21日よりサービスが開始されております。

今後は、事業者の育成、支援を基本に、介護給付等対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図るための指導を行い、地域密着型サービスの適正な運営に努めてまいります。

また、平成20年4月1日には、特別養護老人ホーム「松恵苑」の増床分30床が開設されておりますので、入所希望の在宅待機者の解消が進んだものと考えております。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに、稲作の状況については、好天にも恵まれ、耕起、代かき作業が順調に行われました。少雨のため一部地域において水不足が心配されましたが、ため池からの放流等で対応したことにより作業は順調に推移致しました。

育苗につきましても順調に推移し、田植えの盛期は5月15日前後でありました。

今後は、初期生育を確保するため適正な水管理を行うほか、いもち病などの発生を防ぐため、余り苗の早期処分や予防のための農薬散布を呼びかけるとともに、良質米の安定生産の基礎となる肥培管理を関係機関と連携して指導してまいります。

昨年度末に始まりました地域水田農業活性化緊急対策交付金については、農家から提出された営農計画をもとに6月6日を契約の最終期限とし、現在、県へ請求手続きを進めているところであります。

契約農家への最終支払いは7月7日を予定しております。

昨年の「品目横断的経営安定対策」に代わる「水田経営所得安定対策」につきまして、対象となる農業者ならびに営農組織からの申請が順調に行われるよう、農政事務所・県・農協・集荷業者と連携し支援してまいります。

米の生産目標に向けての取り組みについては、本年産生産目標数量は1万1,656トンが配分されております。これによる実質転作面積は1,116ヘクタールとなり、助成要件に基づく大豆転作団地の面積は640ヘクタールで57%の団地化率となる見込みであります。

果樹については、和梨の主力品種「幸水」が平年よりやや早い4月25日に、「豊水」は4月21日が開花の盛期になっております。4月26日早朝に降霜があり、被害が報告されております。時期的に被害額の算定はできませんが、今後、関係機関と連携し、摘果の指導を行い、秋の収穫に向けて被害の軽減、防除の徹底に努めてまいります。

花きの輪菊については、定植後の気温が順調に推移していることから生育も順調であり、今後は適期・適量出荷に努めるとともに、病虫害の防除を実施するよう指導に努めてまいります。

次に、航空防除についてであります。一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止したポジティブリスト制度導入に伴う農薬飛散防止対策として散布時期、回数に配慮した防除を実施しているところであり、今年度も有人ヘリを基本としながら無人ヘリと連携した、きめ細やかな防除を実施してまいりたいと存じます。

次に、第59回全国植樹祭について申し上げます。

6月15日に北秋田市で開催される「第59回全国植樹祭」には、各小・中学校から2名ずつ計20名、各地区自治会長連絡協議会長、各地区婦人会長など市からの推薦者46名ならびに一般参加者約100名が参加する予定となっております。

また、全国植樹祭を記念し、潟上市へ記念植樹事業費20万円が補助されることになりました。市では、植樹祭記念と森林の多面的機能や役割の普及のため、小学校と中学校に天皇・皇后両陛下がお手植えされた樹種を選定し植樹する予定であります。

次に、「秋田県水と緑の森づくり税」関連事業について申し上げます。

平成20年度から秋田県民共有の財産である「ふるさと秋田」の森林を、将来にわたって健全に守り育てていくため、その恩恵を受けている県民全体で支えていくことを目的とした「秋田県水と緑の森づくり税」が創設されました。

市では県から示された事業のうち、松林健全化事業で保安林を保護するために、海岸

に近い所で松くい虫の被害を受けている松林の伐採を計画しております。

次に、「天王温泉くらら」について申し上げます。

本施設は、今年10月にオープン10周年となります。開館から平成20年4月末日までの延べ来館者数は約305万5,000人であり、ここ数年は、毎月約2万5,000人の来館者で推移しております。10周年を記念するイベントを10月に企画しており、イベントの内容等については現在検討中であります。詳細につきましては、広報等でお知らせする予定であります。

また、指定管理者である天王グリーンランド株式会社から、休館日の変更届出がありました。内容については、利用者のニーズを踏まえ、毎月2回の休館日を毎月第2月曜日の月1回とするもので、5月の営業月から実施しております。

営業日数の増により、更なる来館者の確保及び営業収入増を望むものであります。

次に、「商工会」について申し上げます。

市町村合併後、市内の商工業の振興と効率的な運営・活動の充実を図ることを目指して平成19年5月から潟上市天王商工会と昭和飯田川商工会が合併作業を進め、平成20年4月1日に「潟上市商工会」が誕生致しました。

今後、経営改善普及事業、地域総合振興事業を主体とした商工会のますますの発展を期待するものであります。

次に、幼児教育関係について申し上げます。

昨年から子育てにかかわる多くのグループ・サークルの方々が参加し、地域や潟上市民全体で子育て支援ができるようネットワークの構築に向け研修を重ねてまいりましたが、去る5月12日に設立総会が開催され、「潟上市子育てネットワーク協議会（通称：かたがみっ子元気ネット）」が発足致しました。これまで各自で活動していた育児サークル等が1つの組織として情報を共有し連携し合うことで、より活動が活性化され効果的な広がりを見せるものと期待しております。

また、天王幼稚園では、預かり保育に対する保護者からの要望が強いことから、これに対応すべく関係予算を計上しております。

次に、社会体育振興について申し上げます。

先般、5月11日に長沼球場において楽天ゴールデンイーグルスと市野球協会との共催による「第1回楽天イーグルス野球塾」が市内スポーツ少年団野球チームを対象に開催されております。

この事業は、プロ球団楽天ゴールデンイーグルスの母体である株式会社楽天野球団が東北各県の野球場を拠点に「楽天イーグルス東北プロジェクト」と命名して少年野球塾を開催し、技術指導による野球技術の向上や健全なるスポーツ精神の育成に寄与する目的で事業展開していく計画であります。

県内第1号、東北で4か所めの認定であり、これを機に長沼球場も学童野球のメッカとして知名度アップの相乗効果が期待されるところであります。

次に、国体関連について申し上げます。

去る3月27日に国体の相撲・レスリング競技の会場となりました天王総合体育館及び昭和体育館前に国体開催記念碑が建立され、除幕式を行っております。これは東北石材建設株式会社からの寄贈によるもので、国体開催の感動を後世に伝えることができるものと考えております。

次に、信号機の設置について申し上げます。

かねてから要望しておりました天王総合体育館前の市道持長根線とふるさと農道との交差点に信号機の設置が決まったとの報告を五城目警察署から受けております。

設置時期は年内とされておりますが、児童・生徒の通学路にもなっていることから、できるだけ早期に設置されるよう更に要請してまいりたいと存じます。

次に、地方公共団体が所有する建物に関するアスベストの使用状況調査について申し上げます。

これまで県内で使われていないとされていたトレモライトなど3種類のアスベストが横浜市などで新たに検出されたことから、厚生労働省通知を踏まえ、総務省から調査要請があり、平成17年度に調査した16施設33か所を再調査致します。

次に、指定管理者制度について申し上げます。

潟上市のこれまでの導入状況については、平成18年4月に単独指名により9施設について4団体を指定しております。今年度は、現在直営の施設のうち、指定管理者制度導入により市民サービスの向上や効果的かつ効率的な運営が期待できる13施設について、本定例会に個別設置条例の一部改正案を提出しております。募集要件が整い次第、公募を行い、選定委員会において指定管理者「候補者」を選定し、議会の議決を経て当該施設を管理運営していただくこととなります。

次に、新地方公会計制度について申し上げます。

地方財政の状況が極めて厳しい中、将来の財政負担を見通した中長期的な視点から効

率かつ適正な財政運営を進めていく必要があり、住民への財政情報の公開においても従来からの財政指標の分析に加えて、企業会計的な手法を取り入れ、わかりやすく公表することが求められるようになってきております。国からは平成18年8月に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、その中で人口3万人以上の都市は3年以内に貸借対照表、いわゆるバランスシートと行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を作成し、公表するよう求められております。平成21年秋頃までには4表を整備・公表することが努力目標になっており、潟上市の全会計に、一部事務組合、第3セクターを合算した連結4表となります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」が平成19年6月に成立し、新たに財政の健全化を判断する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標が示され、平成19年度決算から監査委員の審査を受け、議会に報告して公表することが義務づけられております。

なお、平成20年度決算からは、4指標のうち1つでも基準値を超えると議会の議決を経て財政健全化計画を策定することとなります。

本市では、公会計整備に向けて昨年度より準備を進め、このたび、公会計整備にかかる電算システム整備委託料とパソコン等の関係予算を計上しております。

次に、暫定税率の期限切れによる影響について申し上げます。

暫定税率の期限切れにより直接影響を受ける歳入と致しましては、地方道路譲与税、自動車取得税交付金があり、これらの暫定税率が1か月間廃止されたことによる影響額は200万円程度と見込まれます。この減収に対して、国では何らかの財政措置を行うこととしておりますので、歳入総額での影響はないものと考えております。

このようなことから、市単独事業については事業実施時期に若干の影響はあったものの計画どおり実施できる見込みであります。

次に、平成19年度各会計の決算につきまして、現在計数整理中ではありますが、その概要を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算見込額が約128億7,000万円、歳出決算見込額が約124億2,000万円、これにより実質収支見込額は約4億5,000万円となっております。

次に、特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約9,400万円、介護保険事業特別会計で約4,700万円、下水道事業特別会計では約2,200万円となっており、そのほかの特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっておりますが、老

人保健特別会計では5,442万6,000円の歳入不足となったため、平成20年度会計より同額を繰上充用し対応しております。

水道事業会計では2,922万4,000円の純利益となっております。

以上が平成19年度各会計の決算概要であります。

また、本定例会には、平成19年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についての報告、潟上市市税条例の一部改正条例ほか3件の専決処分の承認、議案として潟上市ふるさと応援基金条例（案）ほか5件の条例案、備品購入契約の締結、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更、平成20年度一般会計ほか各会計補正予算（案）8件、人事案件として固定資産評価審査委員会委員3名の選任について、ならびに教育委員会委員1名の任命についての案件を提出しております。

なお、平成20年度の各会計補正予算案については、この後担当部長から説明させます。

以上が行政報告ならびに本定例会に提出しております議案であります。

適切なるご決定を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藤原幸作） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第5、報告第1号 平成19年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（藤原幸作） 日程第5、報告第1号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） おはようございます。

それでは、報告第1号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成19年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

次のページをお願い致します。

平成19年度潟上市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書ですけれども、1款下

水道費 1 項総務費、事業名が秋田湾雄物川流域下水道事業、金額が2,319万3,000円、翌年度繰越額が1,210万2,000円でございます。

この秋田県が実施している秋田湾雄物川流域下水道事業が年度内に完成しなかったため、同事業に対する潟上市の負担金1,210万2,000円を繰り越しするものであります。

主な財源としては、下水道事業債が1,210万円であります。

この件では県に照会したところ、秋田南幹線と、それから臨海幹線、それから臨海処理センターにおいて既設の埋設管、水道管でございますけれども、工事の支障があるということ、それから地下水が高いために工法の変更等に不測の日数を要したと。それから、これは不発弾の調査に不測の日数を要したという説明がございました。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これより報告第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより報告第1号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって報告第1号は、原案のとおり可決されました。

【日程第6、承認第2号 専決処分の承認について】

○議長（藤原幸作） 日程第6、承認第2号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第2号について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 承認第2号、専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

次のページをお願い致します。

専決処分書

潟上市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成20年4月30日 潟上市長 石川光男でございます。

この一部条例改正の条例、これ5ページから34ページまでですので、大分量的にございますので、要点のみを説明したいと思います。

地方税法等の一部を改正する法律の施行により条例の関係部分を改正するものです。

主な改正内容は、寄附金税額控除および公的年金からの特別徴収制度についての条文の追加でございます。

地方公共団体以外の寄附金控除については、控除対象寄附金の拡大で所得税の寄附控除の対象の中から住民の福祉の推進に寄与する寄附金として条例で定めるもののほか、現行の所得控除方式から税額控除方式に改めたほか、控除対象限度額が総所得金額の25%から30%へ引き上げられ、適用下限額についても10万円から5,000円と大幅に引き下げられています。

秋田県が指定した寄附金については、県民税から4%税額控除され、潟上市が指定したものについては、市民税から6%税額控除されます。

地方公共団体に対する寄附金控除、いわゆるふるさと納税の関係については、控除方式、控除対象限度額、適用下限額は、地方公共団体以外の寄附金と同様ですが、これに加え適用下限額の5,000円を超える金額の90%から寄附者に適用される所得税の税率を差し引いた率をかけた金額を税額控除する特例控除であります。ただし、これにつきましては個人住民税所得割額の1割を限度としております。

次に、公的年金から特別徴収制度についてであります。特別徴収の対象者は個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払いを受け、年度の初日に国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方となります。ただし、年金給付の年額が18万円未満の場合、特別徴収税額が年金給付の年額を超える場合は特別徴収の対象とはなりません。この改正は平成21年度から適用され、特別徴収は平成21年10月以降に支払われる年金給付について実施されます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これより承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番。

○11番（藤原典男） 今、説明を受けましたけれども、そのほかにもいろいろ条例的に

市民税とかかわるいろいろな問題がありますが、私はまず3点に絞って、質問やら確認やらということで質問したいと思います。

7ページの33条の7についてですけれども、これは寄附金については5,000円を超える場合には100分の6に相当する金額ということで書いてありますけれども、例えば政党へはあれですね、寄附した場合は選挙管理委員会からとかの領収書とか確認とかありますけれども、ほかの団体等については5,000円以上の場合、特別な何か用紙とかそういうものがあって、それを添付するののかということとその内容について、5,000円以上の寄附については、こういうふうに所得からどういうふうに引かれていくのかというようなこと、それから9ページですけれども、特例控除額ということがありますが、これは前のページとは違って所得割の10分の10ということになっておりますけれども、この特例控除額については対象となる方はどういう方で、この計算の方法ということでちょっとお聞きしたいと思います。

それから、あとは11ページの46条の2ですけれども、これについては既に65歳以上の年金をもらっている方は年金課税の改正によって125万円以下の方も税金がかかることになっておりますね。これは年金が増えない中で大きな負担だと思うのですけれども、更に市民税も年金から引き去るということは、その方の税金の担税能力を無視したやり方だと私は思いますけれども、平成21年度からのものを今なぜ専決しなければいけないのかということと、あとはやはり税金の担税能力を無視したやり方じゃないのかということ、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤 正） 11番の藤原議員にお答え致します。

まず第1点めの7ページの寄附金控除の関係でございますけれども、こういった方法で寄附するののかという質問でしたけれども、寄附した場合は寄附金の証明書というものを提出してもらって、それに基づいて住民税から控除するという方式でございます。

それから、9ページの特例控除の関係ですけれども、これにつきまして真ん中に表があるわけですが、これにつきましては寄附金控除、本来10%の控除をしてから更に残った、国の方策としては100%控除したいという考えがあるわけで、例えば6万5,000円寄附した場合は5,000円が足切りになって6万円が控除の対象になる金額ということでございます。そのうち10%が控除されて残りの、90%が残りますけれども、これにつきましてはその中の表に基づいて所得税の段階がありまして、195万円以下の金額

の場合は所得税の課税額が5%の方、これは所得税で控除されるので、残りの85%について特例分で控除するというところでございます。

続きまして、11ページの公的年金からの市県民税の特別控除でございますが、あくまでも地方税法の改正に基づいて、本市でもこれに基づいて特別徴収するという考えでございます。藤原議員おっしゃるとおり何でもかんでも年金から引き去るのかということではございませんけれども、潟上市としましても粛々と地方税法にのっとりやっていくという考えでございます。

○議長（藤原幸作） 11番よろしいですか。11番。

○11番（藤原典男） 潟上市を悪いとは言いませんけれども、税法の改正でこういうふうになるというのは私も心が傷むわけなんですけれども、21年度から始まるのに専決処分に入れるというのは、そこら辺のことについてちょっとお話を伺いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤 正） 本来であればもろもろの部分も専決処分と分けて議会に提示すればよかったのですが、そうすると条項の移動とかいろいろな複雑な問題も出てきますので今回一括して専決させていただいたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第2号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって承認第2号は、原案のとおり承認されました。

【日程第7、承認第3号 専決処分の承認について から 日程第9、承認第5号 専決処分の承認について】

○議長（藤原幸作） 日程第7、承認第3号、専決処分の承認についてから日程第9、承認第5号、専決処分の承認についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第3号から承認第5号までについて当局より提案理由を一括して説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

次のページをお願い致します。

専決処分書

平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成20年4月18日 潟上市長 石川光男でございます。

皆様に配付してあります別冊の平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算書（第1号）をお願い致します。

平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,442万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,921万9,000円とするものであります。

2は記載のとおりでございます。

平成20年4月18日専決 潟上市長 石川光男でございます。

補正の内容は、平成19年度同会計が5,442万6,000円の不足となったため、平成20年度会計から同額を繰上充用するものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入です。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目医療費負担金、補正前の額が9,457万3,000円、補正額が4,970万円、合計が1億4,427万3,000円、過年度分でございます。

それから3款県支出金1項県負担金1目医療費負担金、補正前の額が2,364万4,000円、補正額が472万6,000円、合計が2,837万円でございます。これも過年度分でございます。

歳出の方ですけれども、4款前年度繰上充用金1項前年度繰上充用金1目前年度繰上充用金、補正額が5,442万6,000円、合計が5,442万6,000円。それから、節の方で保証補てん及び賠償金になって5,442万6,000円となります。

次に、承認第4号をお願い致します。議案書の37ページです。

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

次のページをお願い致します。

専決処分書

平成20年度潟上市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成20年5月20日 潟上市長 石川光男でございます。

別冊の平成20年度潟上市一般会計補正予算（第2号）の方をお願い致します。

平成20年度潟上市一般会計補正予算（第2号）

平成20年度潟上市一般会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ91万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億8,484万6,000円とするものでございます。

2は記載のとおりでございます。

平成20年5月20日専決 潟上市長 石川光男でございます。

補正の内容は、平成20年度潟上市老人保健特別会計への繰出金91万7,000円を増額補正するものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入ですけれども、18款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正前の額が7,092万9,000円、補正額が91万7,000円、合計7,184万6,000円でございます。前年度繰越金91万7,000円。

歳出の方でございますけれども、3款民生費1項社会福祉費4目老人保健医療費、補正前の額が2,488万7,000円、補正額が91万7,000円、合計2,580万4,000円でございます。繰出金ということでございます。

以上でございます。

次に、議案の方の39ページ、承認第5号でございます。

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第

3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

次のページをお願い致します。

専決処分書

平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成20年5月20日 潟上市長 石川光男でございます。

それでは、別冊の平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算書の方をお願い致します。

平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,721万9,000円とするものでございます。

2は記載のとおりでございます。

平成20年5月20日専決 潟上市長 石川光男でございます。

補正の内容は、5月支払いの医療費が当初予算計上額を上回る大幅な伸びとなったため、不足額の800万円を増額補正するものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入でございますけれども、1款支払基金交付金1項支払基金交付金1目医療費交付金、補正前の額が1億5,161万5,000円、補正額が250万円、合計1億5,411万5,000円。現年度分。

2款国庫支出金1項国支負担金1目医療費負担金、補正前の額が1億4,427万3,000円、補正額が366万7,000円、合計1億4,794万円。現年度分。

3款県支出金1項県負担金1目医療費負担金、補正前の額が2,837万円、補正額が91万6,000円、合計2,928万6,000円、これも現年度分です。

4款繰入金でございます。1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金、補正前の額が2,371万9,000円、補正額が91万7,000円、合計が2,463万6,000円でございます。一般会計繰入金でございます。

3の歳出でございますけれども、1款医療諸費1項医療諸費1目医療給付費、補正前の額が2億8,560万7,000円でございます。補正額が800万円、合計が2億9,360万7,000円。節の方にまいりますと負担金補助及び交付金ということで800万円、医療給付費でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第3号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって承認第3号は、原案のとおり承認されました。

これより承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第4号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって承認第4号は、原案のとおり承認されました。

これより承認第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（中川光博） 1つ説明いただきたいと思っておりますけれども、給付費が800万円ほど増えたということですが、この内容、原因について教えていただきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） 鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） おはようございます。

中川議員のご質問にお答えしたいと思います。

給付費が800万円ほど増えたという内容でございますけれども、この老人保健特別会計について、ご承知のとおり制度改正について後期高齢者医療が移行となったために、

20年度については1か月分の医療給付を措置しております。それで、この当初予算で編成に当たっては19年度実績の最高額で2億8,500万円ほど計上致しましたけれども、この今支払う分は3月診療分の医療費でございます、その季節的なもの、特に老人医療の場合は風邪とか突発的な医療費の増が見込まれる場合がございます、今回が当初計上した額より1か月分ですけれども、おおよそ1,800万円ほど昨年計上した分より多くかかったということで当初で2億8,500万円ほど計上致しましたけれども、かつ800万円ほど不足をしたと。トータル的には昨年の最も多くかかったときよりも1,700万円ほど医療費が増えたということで今回の800万円の専決をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） この老人保健特別会計については2年間残すということで1か月分の予算を持つということですが、これは恐らく医療機関からの請求とかでいろいろ遅れまして、2年間分余裕をもたないいろいろな病院とか請求の仕方があるのですけれども、というふうなことであると思うのですけれども、そんなに2年間も放っておくこの病院とかというのがあるのかどうかと。また、このことについては市の方から精算しなければいけないので早めにお願ひしますとか、そういう対応があるのかどうか、いろいろあると思うのですけれども、そこら辺についてちょっと、もしわかっていることがありましたらお知らせ願ひたいと思います。

○議長（藤原幸作） 鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） 藤原議員にお答えします。

内容については、今、藤原議員さんがおっしゃられたことでございますけれども、この後、補正第3号でこの後2年間を予定されたものについては補正予算を組んでおります。今の今後のことについてでございますけれども、当初過誤、今、藤原議員が申されたような形で請求誤り等、検査の結果、医療機関へ返戻したもの、それが医療機関で再検査、再審査、再請求という形で流れてきますけれども、医療機関によっては直ちにやっていただけたところ、あるいは現場、当月分を先にやって過誤されたものを遅れるとか、いろいろな事情があると思います。そういう面で今後2か年、22年までこの老保の予算を残すという形になっておりますけれども、今のところ私の方でできるだけ早く請求してくださいとかそういう形の方向性を医療機関へ伝えるということは致しておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） これで質疑を終わります。

これより承認第5号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって承認第5号は、原案のとおり承認されました。

【日程第10、議案第47号 潟上市ふるさと応援基金条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第10、議案第47号、潟上市ふるさと応援基金条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第47号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第47号、潟上市ふるさと応援基金条例（案）について。

潟上市ふるさと応援基金条例を次のように制定するものとする。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が平成20年4月30日に公布されまして、ふるさと納税制度が導入されることに伴い、その受け皿となる基金を創設する必要があるため関係条例を制定するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市ふるさと応援基金条例（案）でございますけれども、第1条の設置から第11条の委任までとなっておりますので、ここで要点のみ説明致したいと思います。

まず、寄附金財源事業として行う事業ですけれども、第2条に関係するところでございますけれども、全国の方々から寄附を募集するためには、どうしてもこの施策に使ってもらえるようなと、それから寄附したいと思える魅力ある施策を提示できるかがかぎとなります。制度化される前から既に寄附金を募集している市町村の例を見ますと、総合発展計画に沿った事業を示しているものと、全国的な有名な観光地の保全管理を示しているものがほとんどでございました。潟上市を考えた場合、全国的に有名な観

光地もなく、総合発展計画に沿ったテーマ的なくくりの事業をすべて示して募集してもあまり効果はないものと考え、寄附を募集して実施する事業を全国の方々が見てもイメージできるような具体的な事業として、次の4事業に絞り込み、現在ホームページ上で募集しているものでございますけれども、1つは緑と水の環境保全事業、これは八郎湖の水質保全対策の推進、それからふるさと松林保存事業、これは松くい虫の被害地域の拡大を防止し、緑豊かな松林の再生ということでございます。それから、2つめでございますけれども、子供育成支援事業、スポーツ少年団や部活動、文化活動など優秀な人材を育成するために全国大会規模へ出場する小中高生へ支援するものでございます。それから図書館事業の充実、文化人やアスリートの講演会や演劇鑑賞などの学校単位で実施するという子供育成支援事業の中身的なものがそれでございます。それから3つめでございますけれども、郷土文化保全事業ということで、石川理紀之助翁資料館の整備でございます。それから、やはり第4、その他まちづくりに資する事業ということでございまして、何しろやはりまちの職員の提案ということですべてが今、提案制度でございます。まずこの提案制度に沿って募集していきたいと思っておりますので、皆様からのご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第11、議案第48号 潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第11、議案第48号、潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例（案）についてについてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第48号について、当局より説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第48号、潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例（案）について。

潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由でございますけれども、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および第4項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができ

るものとする等の必要事項を定めるため関係条例を改正するものでございます。

詳細については皆様に5月27日の全員協議会で説明しておりますので省略させていただきますが、その後、若干うちの方の担当課が調査したことによって変更がございましたので、その分をお知らせ致したいと思っております。

まずはじめに指定期間、当初2年という形にしたいということでございましたけれども、やはり現在の県の指定管理者制度を導入しているところ、例えば小泉潟公園、それから北欧の杜、大潟村の鑑賞温室ですか、等をやりましたところ、やはり樹木や芝の育成の保守、管理、充実を図るためには、やはり業者、指定管理者がコスト削減のためには、どうしても堆肥生産等それらに3年以上の期間が要するというので、うちの方で当初2年と考えておりましたけれども、やはり芝管理等、それから植栽、伐採等の関係するところのローテーションとしては、やはり県に倣って5年、いや、それ以上に長くてもいいのですけれども、まず初年度でございますので5年間と定めたいと思っております。

それから、鞍掛沼公園の展望塔でございましたけれども、どうしてもこの施設、公園と一体化してうちの方で指定管理させようとしたのですけれども、現在、鞍掛沼公園の検討委員会の方から報告がございまして、現在、地域再生事業を申請中でございます。先日、内閣官房を通ったという報告がございましたので、その後、展望塔を合わせた施設整備計画がなされた場合、やはり指定管理者と相当な協議が必要だと。そうするよりは当初から展望塔、タワーを除いて指定管理させたいと考えております。

それからもう一つ、これ第3点ですけれども、私、評価はどうするかということでございましたけれども、現在あります選定委員の評価で業者を選定するのですけれども、当然指定管理者制度が導入して応募者がこの13施設に入った場合、やはり第三者評価が必要じゃないかということで、今回、公園および施設を利用される方々の満足度調査、評価をあわせて第三者評価委員会をつくって、その中で評価というものを実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第12、議案第49号 潟上市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第12、議案第49号、潟上市犯罪被害者等基本条例の一部を改正

する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第49号について、当局より説明を求めます。鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） 議案第49号についてご説明致します。

議案第49号 潟上市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例（案）について
潟上市犯罪被害者等基本条例の一部を次のように改正するものとする。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律が一部改正され、平成20年7月1日から施行されることに伴い、同法を引用している箇所を改める必要があるため条例の関係部分を改正するものである。

55ページでございます。潟上市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例（案）。

潟上市犯罪被害者等基本条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改める。

第11条中「被害者等」を「犯罪被害者等」に改める。

附則

この条例は、平成20年7月1日から施行するということでございますけれども、今ご説明したとおり、国の法律の「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」がこの「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」と題名が改められたことによって潟上市の条例でそれを引用している部分を改めるということでございます。

それから、「被害者等」のところについても同様、「犯罪被害者等」に改めるということで、その他の犯罪被害者等の援護、それらについてはこれまでと同等で、内容について全く変わっておりません。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第13、議案第50号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第13、議案第50号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第50号について、当局より説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第50号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市国民健康保険税条例（平成17年潟上市条例第68号）の一部を次のように改正するものとする。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由でございますけれども、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）および地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の施行に伴い、国民健康保険税について、新たに後期高齢者医療制度が導入されることおよび税率の均一化の段階的調整が必要なため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次から条例案でございますけれども、これも5月27日の全員協議会で詳細については説明しておりますけれども、若干の説明をさせていただきます。

健康保険等の一部を改正する法律および地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療制度が導入され、国民健康保険税に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定基準を定めるものであります。

それに伴い、課税負担限度額についても支援金分は12万円として医療分56万円から47万円に変更となります。

また、市町村の合併の特例等に関する法律第6条第1項に基づき、不均一課税を行っている国民健康保険税について、医療費の動向及び所得の状況等を勘案しながら、税率の均一化を図るために段階的に調整することに伴い、条例の関係部分を改正するものです。

平成20年度から負担方式については資産割額を廃止し、3方式とするものであります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第14、議案第51号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第14、議案第51号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第51号について、当局より説明を求めます。山平教育次長。

○教育次長（山平 東）

議案第51号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について
潟上市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正するものとする。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由として、現在のと児童クラブは、出戸コミュニティセンター内で開所をしておりますが、年々入所児童の増加に伴い、現在使用している1室が狭く、今後の受け入れが困難になるため、と児童クラブを出戸小学校近隣の出戸地区ことぶき荘内に移転するものでございます。

入所児童の安全・安心と保育環境の充実を図るため条例の関係部分を改正するものであります。

入所児童は19年度は34人でございましたけれども、20年度、6月1日現在で48人となっております。

次のページをお願いします。

潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）

潟上市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

別表中の、と児童クラブの項を次のように改める。と児童クラブ、潟上市天王字北野239番地2、出戸地区ことぶき荘内。

附則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

暫時休憩致します。再開は午後1時半とします。その間に表彰伝達と写真の撮影を行いますので、宜しくお願いします。

なお、職員の方々につきましても表彰伝達の際は立ち会ってお祝いしていただければ幸いです。宜しくお願い申し上げます。

午前11時18分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

3点、お知らせ致します。

10番赤平議員は午後、退席届けを出しております。それから教育長は着席しております。広報委員会を1時半ということでしたけれども、本会議終了後ということでご了承賜りたいと思います。

【日程第15、議案第52号 潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） それでは、日程第15、議案第52号、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第52号について、当局より説明を求めます。宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） それでは、議案第52号、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律第12条第1号により、農業委員会の選任による委員の団体推薦に関しては、農業協同組合、農業共済組合および土地改良区が推薦した理事又は組合員各1人と規定されています。また、農業委員会等に関する法律施行規則第8条第3号においては、土地改良区の選任委員については農業委員会の区域内で土地改良区が2つ以上ある場合は、当該土地改良区が協議して1つに定めた土地改良区とするのとあります。と規定されていることから、関係土地改良区が協議し、選任委員となる地区を確認しております。この協議決定土地改良区を条例で定めておりますが、関係土地改良区の意向により輪番制で決定されていることに伴い、昭和土地改良区から潟上市天王土地改良区に条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願い致します。

潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）でございますが、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を次のように改正する。

先ほども説明しましたように「昭和土地改良区」を「潟上市天王土地改良区」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成20年7月20日から施行するものでございます。
以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第16、議案第53号 備品購入契約の締結について（パソコン購入及びアプリケーションライセンス購入）】

○議長（藤原幸作） 日程第16、議案第53号、備品購入契約の締結について（パソコン購入及びアプリケーションライセンス購入）を議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第53号について、当局より説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第53号、備品購入契約の締結について。

次のとおり備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年潟上市条例第59号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 パソコン購入及びアプリケーションライセンス購入
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 14,889,000円

（落札額14,180,000円＋消費税相当額709,000円）

4. 契約の相手方 秋田市牛島西一丁目4番5号
株式会社アイネックス
代表取締役社長 鎌田良勝

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

備品購入契約、このパソコンに関しては、潟上市電算機購入計画に基づいて平成25年までに定員適正化計画にあわせて379台を購入するものでございます。

参考資料の84ページをご覧ください。84ページです。

備品名および契約金額、契約者は次のとおりですが、2番札が1,540万円、相指名業者につきましては次の6社、これは潟上市で実績のある業者、そのうち2社がご辞退をしています。

納入内容については、職員用のパソコン及び附属納入一式のパソコン100台で、OSを含む。OSとはオペレーションソフトの略で、基本ソフトのウィンドウズXPのこ

とでありますけれども、アプリケーションライセンスとはソフトウェアの使用許諾であり、100ライセンス分、附属品についてはマウス等でございます。

納入場所については、潟上市役所の各庁舎で計画的に行い、電算担当の職員が全部立ち会って確認します。

また、廃棄するパソコンについては業者が通うのではなく、職員が直接行うというふうになってございます。

納期については、議決後から平成20年8月30日までを予定しております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより議案第53号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

【日程第17、議案第54号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について】

○議長（藤原幸作） 日程第17、議案第54号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第54号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第54号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村-563）の一部を別紙のとおり変更する。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由でございますけれども、大潟地区衛生処理組合が平成20年3月31日に解散し

たことに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約を改める必要があるため、組合同規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別紙の方をご覧くださいと思います。

秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）でございますけれども、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1中で「大瀧地区衛生処理組合」の項を削るということでございます。

附則、この規約は知事の許可を受けた日からということになっています。

大瀧地区衛生処理組合は昭和45年7月3日に設立されて、所在地が南秋田郡大瀧村字中央1の1、大瀧村役場内でございます。

構成団体が男鹿市、旧若美町ですけれども、八郎瀧町、大瀧村、共同処理事務、ごみ処理施設の処理処分ということで、八郎湖周辺清掃事務組合に承継するものでございます。

八郎湖周辺清掃組合の加入については、平成17年6月定例会市議会で秋田県市町村事務組合同規約の一部を変更することを上程して可決しております。構成団体が男鹿市、五城目町、八郎瀧町、井川町、大瀧村、事務所が男鹿市役所若美庁舎内ということで知事の許可がございます。

新旧対照表は別紙参考資料の86ページでございますので、後ほど参考にしていただければ幸いです。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより議案第54号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

【日程第18、議案第55号 平成20年度瀧上市一般会計補正予算（第3号）（案）に

ついて から 日程第26、議案第63号 平成20年度潟上市水道事業会計補正予算
【(第1号) (案) について】

○議長（藤原幸作） 日程第18、議案第55号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）についてから日程第26、議案第63号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第55号から議案第63号までについて、当局より提案理由を一括して説明を求めます。伊藤総務部長。

○議長（藤原幸作） それでは、議案第55号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおりでございます。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億754万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億9,239万1,000円とするものでございます。

主な内容と致しましては、人件費が3,697万6,000円、側溝改良工事が1,030万円、公会計整備にかかわる電算システムの整備が1,028万2,000円、それから市表彰式典にかかわる経費が929万円でございます。それから追分保育園の屋根防水工事が682万5,000円でございます。

以上でございます。

次に、議案第56号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,656万円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費でございます。

以上でございます。

次に、議案第57号、平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第3号）（案）に

ついてでございます。

別冊のとおり。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第3号）（案）についてでございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,022万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億744万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、医療給付費4,000万円、平成19年度分の精算に伴う一般会計繰出金等1,022万7,000円でございます。

以上でございます。

それから次に、議案第58号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算。

別冊のとおりでございます。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,864万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費でございます。

次に、議案第59号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてでございますけれども、保険事業会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億372万2,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費でございます。

以上でございます。

次に、議案第60号でございます。平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ299万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,131万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費でございます。

以上でございます。

次に、議案第61号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,893万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費でございます。

それから次に、議案第62号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84万2,000円とするものでございます。

補正の内容は、一般会計繰出金でございます。

以上でございます。

次に、議案第63号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成20年6月10日提出 潟上市長 石川光男でございます。

平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について、収益的支出は429万9,000円の追加で、主なものは消火栓取替工事275万円、それから人事異動に伴う人件費が125万円でございます。資本的支出は448万4,000円の追加で、下虻川地区の排水本管布設替工事を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第27、同意第2号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について から日程第29、同意第4号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について】

○議長（藤原幸作） 日程第27、同意第2号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第29、同意第4号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第2号から同意第4号までについて、提出者より一括して説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第2号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について、同じく同意第3号、第4号についてご説明を致します。

まず、同意第2号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を潟上市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 潟上市天王字上出戸265番地

氏 名 菊地福一郎

生年月日 昭和13年5月28日

平成20年6月10日提出 潟上市長

提案理由、平成20年6月26日付で潟上市固定資産評価委員会委員の菊地福一郎氏が任期満了となるので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て選任しなければならないものである。これが提案理由であります。

同意第3号については、

住 所 潟上市昭和豊川船橋字堤沢1番地

氏 名 奈良 勤

生年月日 昭和11年1月17日

平成20年6月10日提出

これも提案理由は、奈良 勤氏が任期満了となるので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を経て選任しなければならないものである。これが提案理由でございます。

同じく同意第4号については、

住 所 潟上市飯田川和田妹川字柳田15番地28

氏 名 菊地芳男

生年月日 昭和8年5月1日

平成20年6月10日提出 潟上市長

これも提案理由としては、菊地芳男氏が26日で任期満了となるので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て選任しなければならない。これが提案理由です。

お三方とも再任でありまして経験も豊かでありますので、固定評価審査委員として適任であると思っておりますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

○議長（藤原幸作） これより同意第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第2号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

これより同意第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第3号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

これより同意第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第4号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立

願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

【日程第30、同意第5号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長（藤原幸作） 日程第30、同意第5号、潟上市教育委員会委員の任命について同意を求める件についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第5号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第5号、潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 民 潟上市天王字二田22番地13

氏 名 加藤裕一

生年月日 昭和31年12月25日

平成20年6月10日提出 潟上市長

提案理由、平成20年6月27日付で潟上市教育委員会委員の渡部 晟氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を経て任命しなければならないものである。これが提案理由であります。

お手元に加藤さんの略歴をお示ししておりますが、加藤さんは教育委員の経験者でもあります。そして今現在は潟上市発展計画の計画委員でもあります。国際交流協会の会長もしています。そして法律の改正により、教育委員のうち1人は保護者を選任しなければならない義務づけをされたということで、法の改正により。加藤さんは小学校5年生の子供さんがおりますので、これに該当するということでございますので、宜しくお願いたします。

○議長（藤原幸作） これより同意第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第5号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立

願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

【日程第31、農業委員の推薦の件について】

○議長（藤原幸作） 日程第31、農業委員の推薦の件についてを議題とします。

本件は、農業委員会等に関する法律等第12条第2号、第15条第2項および第4項の規定により、議会推薦の2名を推薦するものであります。

お諮りします。議会推薦の農業委員は、澤井昭二郎さんと古戸栄子さんを推薦したいと思います。このことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、澤井昭二郎さんと古戸栄子さんを推薦することに決定しました。

【日程第32、陳情第6号 名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について（陳情） から 日程第35、陳情第9号 政府・厚生労働省へ後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書】

○議長（藤原幸作） 日程第32、陳情第6号から日程第35、陳情第9号までを一括議題とします。

陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された陳情第6号から陳情第9号については、去る6月8日の議会運営委員会において、お手元に配布の請願・陳情一覧のとおり各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号から陳情第9号については各常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、6月12日午前10時より本会議を再開します。

また、13日は当初、一般質問が2日にわたる場合はということで予定しておりましたが、4名でございますので12日で終わりますので13日は休会とします。

これをもって終わります。どうも御苦労さまでございました。

午後 1時56分 散会